

岡山県新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業補助金Q&A

○ 用語の定義について

Q. 特定機能病院等とは

- A. 特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関です。具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う新型コロナウイルス感染症患者が延べ10人以上の月がある医療機関となります。

Q. 院内感染とは

- A. 医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したことを指します。
- なお、院内感染に該当するかどうかについては、入院後の経過や医学的な見地から院内で罹患したと医療機関が判断したもののみ該当します。

Q. 休止病床とは。

- A. 院内感染が発生したため、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床です。
- なお、補助の対象となる休止病床数の上限は、院内感染者を入院させた病床1床につき1床までです。（ICU・HCU病床であれば1床につき2床までです。）

○ 補助対象事業について

Q. 補助の対象となる病床は。

- A. 上述した休止病床のうち、診療報酬が発生していない病床が補助の対象になります。
- なお、病床確保料の対象になっている病床は、補助の対象外となります。
- ※病床確保料の対象になっている病床とは、即応病床及びそれに係る休止病床を指します。
- ただし、病床確保事業で定める段階において、即応病床となっていない病床については、補助の対象になります。

Q. 院内感染者が何人発生すれば、補助の対象になりますか。

- A. 院内感染については、感染経路や規模は限定されませんので、院内感染者が1名でも発生すれば、補助の対象になります。
- ただし、院内感染が発生したとしても、それに伴う休止病床が存在しない場合は、補助の対象が存在しませんので、結果的に補助の対象外となります。

Q. 補助の対象期間はどのようになりますか。

- A. 1人目の院内感染者について、その入院患者が新型コロナウイルスに罹患していると診断された日（発症日ではありません）から、最後の院内感染者が療養解除となった日（他の者へ感染する可能性が低い（他の者と同室になっても感染拡大しない）と判断した日）までが対象です。

ただし、院内感染者を転院させた場合は、その後の期間については補助の対象外となります。

Q. 院内感染者を即応病床に転床させた結果、休止病床が発生した場合は、補助の対象になりますか。

A. 即応病床に転床させた場合は、その即応病床に係る休止病床については、病床確保料の対象となるため、本事業の対象にはなりません。

Q. G-MISの入力が出来ない医療機関でも補助の対象になりますか。

A. G-MISの入力を確実にを行うことが交付の条件であるため、補助の対象にはなりません。

Q. 院内感染が発生するまで、コロナ患者の入院の受入実績がない医療機関についても補助の対象になりますか。

A. 本事業の交付要綱第4条にて記載のとおり、これまで受入実績がない医療機関についても、補助の対象になりますが、院内感染収束後は、積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる必要があり、その旨の書面を岡山県との間で締結する必要があります。なお、この書面の締結に同意していただけない場合は、補助の対象にはなりません。

Q. 岡山県との間で締結する書面について、様式の定めはありますか。

A. 様式については任意ですが、以下の3点については必ず書面の中に記載してください。

- ① 院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れること。
- ② 県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく新型コロナウイルス感染症患者の入院受入要請を断らないこと。
- ③ 院内感染収束後、新型コロナウイルス感染症患者の受入状況や実績を確実にG-MISに入力すること。

※参考様式を他の様式と併せてHPに掲載しております。

Q. 岡山県との間で書面を締結する時期はいつですか。

A. 本事業の交付申請の際に併せて提出してください。

Q. 過去の院内感染の対応実績は、受入実績として認められますか。

A. 過去の院内感染の対応実績は、受入実績とみなします。

ただし、外来対応の実績は受入実績とは認められませんのでご注意ください。

○ 交付額の算定方法について

Q. 休止病床に適用する基準単価はどのように判断すればよいですか。

A. 休止病床の機能に応じて、適用する基準単価を判断してください。

基準単価の詳細な金額等については、本事業の交付要綱の別表を確認してください。

なお、本事業の交付要綱の別表に定める「(3)上記以外の病床」とは、重床・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れることが

可能な病床です。

Q. 院内感染の発生及び院内感染者数について、県はどのように把握しますか。

- A. 申請時に提出していただく「院内感染報告書」のほか、G-MISを用いて行います。
そのため、申請に係る期間中の受入状況等について、G-MISに適切に入力されていない場合は、正確に判断できないため、補助金の支給はできません。

○ 交付申請について

Q. 申請期限に間に合わなかった場合は、次回の申請時にまとめて申請が出来ますか。

- A. いかなる場合であっても、申請期限を過ぎた場合は受理出来ませんので、申請期限については、十分注意してください。

Q. 院内感染の件数はどのようにカウントしますか。

- A. 1人目の院内感染者が確認されてから、終息するまでを1件とみなします。
なお、1人目の院内感染者に起因しない院内感染が発生した場合は、それぞれ別件の院内感染が発生しているとみなします。

Q. 令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金の申請時に「納税証明書」「役員一覧表」を提出しているのですが、本事業においても提出は必要ですか。

- A. 病床確保事業補助金の申請時に上記書類を提出している場合は、本事業については省略可能です。
また、本事業において上記書類を提出された場合は、以後の本事業の申請については省略可能です。

○ 処遇改善について

Q. 病床確保事業と同様、本事業で交付された補助金についても、一部を処遇改善に充てる必要はありますか。

- A. 本事業の補助金については、処遇改善は必須ではありません。